

令和元年 7 月 1 2 日 開会

議会運営委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和元年 7 月 12 日（金）

午後 1 時 30 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

1 開 会

2 副委員長の互選

3 協議事件

(1) 鳥取県西部広域行政管理組合議会傍聴規則の制定について

(2) 公文書の取扱いについて

(3) その他

4 閉 会

~~~~~

出 席 委 員（ 4 名 ）

委員長 戸田 隆次 委 員 今 城 雅 子

委 員 足 田 法 行 委 員 幸 本 元

~~~~~

## 欠 席 委 員（ 1 名 ）

委 員 小 谷 博 徳

~~~~~

出 席 議 員（ 2 名 ）

議 長 渡 辺 穰 爾 副議長 柊 康 弘

~~~~~

## 当 局 出 席 者

事務局長      神 庭   千 秋      事務局次長兼総務課長      三 上      洋  
書 記 長      針 田   智 子                      書      記      堀 尾   周 作  
書      記      榎 原   孝 敏

~~~~~

1 開 会

(午後 1 時 30 分 開会)

○戸田委員長 それでは、皆さんこんにちは。大変お忙しい中、鳥取県西部広域行政管理組合議会運営委員会に御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また、議長さん副議長さん、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。それでは、次第書に従いまして、議事を進めさせていただきます。それではただいまより、議会運営委員会を開会いたします。まず、協議に入ります前に、組合議会議員選出の報告をさせていただきます。議会閉会中に、日吉津村議会選出の山路議員、日南町議会選出の村上議員、日野町議会選出の小谷議員が任期満了となられ、また、江府町議会選出の川上議員から辞職願が提出されまして、新たに日吉津村議会から井藤議員が、日南町議会から山本議員が、日野町議会から小谷議員が、江府町議会から上原議員がそれぞれ選出されておりますので、御報告をさせていただきます。なお、議会運営委員には、幸本議員及び小谷議員が選任されておりますので、あわせて御紹介させていただきます。また、本日は小谷委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。次に、副委員長の互選に入りたいと思います。

~~~~~

### 2   副委員長の互選

○戸田委員長    それでは、日程 2、副委員長の互選を行いたいと思います。副委員長の互選について、事務局から説明をお願いします。

○針田書記長    委員長。

○戸田委員長    針田書記長。

○針田書記長    書記長の針田です。よろしくお願いいたします。過去の例

で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出委員が務めてきておられます。以上でございます。

**○戸田委員長** ただいま事務局から、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてこられたという経過があるとの報告でございました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 異議なしということでございますので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

**○幸本委員** はい。

**○戸田委員長** 幸本委員。

**○幸本委員** 日野町の小谷委員を推選したいと思います。

**○戸田委員長** ただいま幸本委員から、小谷委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 異議なし、ということでございますので、小谷委員は本日御欠席のためこの場におられません、当選人として、副委員長を務めていただきたいと思います。

~~~~~

3 協 議 事 件

○戸田委員長 それでは、3の協議事件に入らせていただきたいと思います。それでは、日程3、協議事件「(1)鳥取県西部広域行政管理組合議会傍聴規則の制定について」を議題としたいと思います。事務局から説明願います。

○針田書記長 委員長。

○戸田委員長 針田書記長。

○針田書記長 座って失礼をさせていただきます。事前にお送りしております資料の中に、傍聴規則の案をつけておりますので、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。まず、制定理由ですが、地方自治法の規定によりまして、会議の傍聴に関して必要な規則を設けなければならないということになっておりますので、それに応じて今回、案を御用意させていただいたものでございます。まず第1条といたしまして、根拠法

令とこの規則を設ける趣旨について定めております。次に、第2条といたしまして、傍聴席の区分を定めております。議長席から見ていただきまして、中央から右を報道者席、左を一般席というふうにさせていただけたらと考えております。続いて、第3条といたしまして、傍聴人の方の定数を17人と定めております。これは、議場の一般席に想定しております椅子の数と同じということにしております。次に、第4条といたしまして、傍聴の手続きが、基本を先着順とすること、30分前に定員を超えている場合は抽選とすること、などを定めるようにしております。第5条から第10条までにつきましては、傍聴人に対する傍聴の際の注意事項につきまして、傍聴を禁止する場合ですとか、傍聴の遵守規則、撮影・録音の制限、秘密会となった場合の取扱い、議長及び職員の指示に従わねばならない、などについて定めております。次、第11条につきましては、傍聴人がこれらの規則に違反した場合に、議長がこれを退場させることができる旨を定めております。最後に、第12条といたしまして、本則は本会議の規定でございますので、委員会の会議の傍聴について、読みかえをして適用させるということを定めております。施行日は、本規則の公布の日からと予定しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○戸田委員長 ただいま事務局から、鳥取県西部広域行政管理者組合議会傍聴規則の制定について説明がありました。委員の皆様方から御意見を賜りたいと思います。何かございませんでしょうか。

○今城委員 はい。

○戸田委員長 はい、今城委員。

○今城委員 ちょっと先ほどの御説明で、一つ確認をさせてください。3条なんですけれども、傍聴人の人数が定数17名というふうに書いてあって、括弧書きのところ、「報道関係者席において傍聴するものを除く」というふうに書いてあって、なんです、17人っていうのは総数ということでもいいんでしょうか。先ほど、右と左に分けられるということだったんですが、こうなると一般席というのが、結局、当日になってみないと人数がわからないとか、そういうことになるのかなと思ったりするんですが、この辺のところちょっと詳しく教えてください。

○針田書記長 はい、委員長。

○戸田委員長 針田書記長。

○針田書記長 17人といいますのは、議場の議長席から見て左側半分、一般席として想定しております部分の椅子の数が17ということでございますので、報道の方につきましては、この17には含まれておりませんので、一応何人入っていただいても、一般の方は17人というふうに考えております。

○**今城委員** はい、わかりました。

○**戸田委員長** いいですか。ほかにございませんか。私からじゃあちょっと。17人という定員なんですけど、17人を超えた場合には今の抽選をされるということなんですけれども、その受付をしたときに、「抽選がありますよ」という告知はされるんですか。張り紙か何かされるんですか。

○**針田書記長** はい。

○**戸田委員長** 針田書記長。

○**針田書記長** 一応張り紙はさせていただきますし、受付の際に、受付30分前よりも早い場合ですと、30分前に17人を超えるといった場合は抽選となりますので、その際は、「この順番どおりに抽選をしていただきます」ということを御説明する予定にしております。受付前に張り紙をする予定にしております。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。これは米子市議会の傍聴規則を準用しておるという理解でよろしいですか。針田書記長。

○**針田書記長** はい、そのとおりです。

○**戸田委員長** ほかに御意見ございませんでしょうか。そうしますと、今質問しましたように、米子市議会の傍聴規則をほぼ準用しているということでございますので、それらも鑑みて、きょう決定させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** それではお諮りいたします。組合議会傍聴規則の制定につきましては、原案のとおりで差し支えないものとするので、皆さん御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**戸田委員長** ありがとうございます。それでは次に、協議事項2の「公文書の取扱いについて」でございます。この内容につきましては、委員長の戸田のほうから説明をさせていただきます。この問題は、私が議会運営委員会のほうに提起をさせていただきました。といいますのは、平成31年の1月30日の本組合議会の全員協議会で、「一般廃棄物最終処分場に医療系の廃棄物が入ったのではないか」というような疑義が生じて、県のほうから勧告を受けたという報告がございました。その中で、ある議員さんが、その医療系廃棄物の投入に疑義があるという内容について、組合と業者との議事録の中身に基づいて質疑があったかと私は思っております。そ

うした中で私のほうから、公文書の管理についておかしいのではないかと。「公文書はきちっと管理されておられますか」という質問いたしましたら、副管理者である米子市の副市長から、「内部の漏洩等は今のところはありません」と。「しかしながら、そういう疑義が生じておったので内部調査をさせていただきました」というような報告がございました。そうした中で米子市議会で、今、御案内のとおり、鳥取県管理事業センターが事務推進しております産業廃棄物最終処分場にかかわる質問の中で、当組合が運営推進しております一般廃棄物最終処分場の内容についての疑義の質問が出されます。その内容を見ますと、議事録を引用されたような内容が多々に散見されます。そうした中で、米子市議会の議員から、西部広域の議会運営委員長の戸田に対しまして、そういうふうな散見される内容について「看過できないのではないか」と。「西部広域できちっと斟酌されたらどうですか」というような御意見もいただきました。そうした中で、議長のほうからも指示があって、今の情報公開条例にのっとって公文書の提出をされた方がおられます。西部広域は、その情報公開条例にのっとった文書は、こういう黒塗りで出ております。こういうふうな黒塗りで出ている中で、私たちが知り得る内容がない状況かと私は思っております。そうした中で、一方では知り得た内容のような状況の中で質問戦が交わされているという状況下でございます。だから、どのようなスタイルで内容が見えているのか定かではない。そういうような中で、先ほども申しましたように、このような様態を看過できないのではないかというふうな形で、西部広域のほうで議会運営の中でお話しをさせていただきたいということでございます。今城委員さんも米子市選出議員さんだけん、議会のやりとりを少し補足説明していただければと思いますが。

○今城委員 はい、委員長。

○戸田委員長 はい、今城委員。

○今城委員 委員長が今おっしゃってくださった概要でございますし、私も西部議会の全員協議会のときにも、「これは出所は一体どこからあった文書なのか」ということも質問があったりとか、そのような意見もあったように私は思っております。そのときに、この文書というのは、「入手した」ということをおっしゃるだけだったり、あと米子の市議会の本会議のときでもそういう質問がありましたし、また、全員協議会等のときとかでもそういうような趣旨の質問があったときに、どこから出た文書なのかというように聞いても、「これはどこから出たということは明かせない」というようなことを言われながら、でも、自分たちの主張をこの文書を主にして質問されたり、意見をされたりということが多々見受けられました。我々西部議会の委員や議員であっても、正式な形の文書をいただき

ました。それを見ると、当然出してはならない部分とかっていうのは、きちんとした形で処理をしてくださったものを我々は入手していますが、それ以外のものが、あたかもあるように一人歩きをしたり、またそれをもって質問されたり、また主張されるということについて、議員としても、きちんとした公平な審議ができていかないのではないかとすることは、非常に、この数カ月の間のいろいろな場面で苦慮しておりました。そういう意味では今回、委員長が提議してくださいましたことというのは、非常に大切なことではないかなと思いますし、これからのこともありますので、この公文書の取扱いについても「現状どうなのか」ということや、この事案一つをとってみても、どういう形でその文書が関連の方々のところに渡っていったのかということ、実はとても明確にしたいという気持ちは個人的には思っているところです。それをどうするかということは、またいろんな形で決めていただければとは思いますが、必要なことではないかなとは本当に思っておりますので、議会運営委員会、また関連のところが必要でしたら、御審議いただければというふうに思っております。

○戸田委員長 ありがとうございます。それで、米子市の副市長は当組合の副管理者でもあります。米子市議会の6月定例会でしたか。ある議員さんの質問の中でも、そういう内容であればということで、「警察にも相談しますよ」というような答弁もいたされております。そういうふうな中で、今のこのような状態を鑑みれば、何とかきちっと対応すべきだろうというふうに私は感じておるところでございます。事務局長、今、内部調査を事務局としてもされておるというふうに私は仄聞しておるんですが、今の現状を報告していただきたいと思います。

○神庭事務局長 はい。

○戸田委員長 神庭事務局長。

○神庭事務局長 事務局長の神庭です。座って説明させていただきます。

○戸田委員長 はい、どうぞ。

○神庭事務局長 今、内部調査のほうはほぼ終えまして、内容について副市長と御相談して、今度委員会を開かせていただきますので、それに向けて、副市町村長会議そして正副管理者会議のほうで調査内容等経緯も含めまして報告をしていくと。それで、議会のほうにも同じように報告させていただきますけれども、対応策といたしまして一つ、弁護士等にも相談をし、そして警察のほうへ告発という格好だったと思いますけれども、いろいろ検討をしていく段階というところでございます。

○戸田委員長 はい。何か御意見ございませんか。

○幸本議員 はい、委員長。

○戸田委員長 幸本委員。

○幸本委員 その質問の内容ですね、その内容で事実誤認があるのかどうなのか。今はもう司法のほうに委ねておられるということですが、やはりその辺は事実誤認があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（渡辺穰爾） これいいですか。ちょっと米子市議会のことから。

○戸田委員長 いいですよ。議長。

○議長（渡辺穰爾） 問題は、その質問の内容がどうこうという問題ではなくてですね。これは、公文書の法的な取扱いと、公務員として知り得る情報を正式な手順を追わずに人に渡すという行為が、警察に告訴すべき行為ということでございます。というのは、先ほど御説明もあったように、正式に公文書の公開請求をした場合は黒塗りで出てくるんですけど、その方々が質問で持っておられるのは、その黒塗りがなく、なおかつ、どういった経過で出たのか、ある程度仄聞できるような内容のものを持っておられたり、それを配っておられるわけですね。同じ運動家のところに。ということですから、言ってみればこれは、役所が定める法律的な公文書の取扱いになると。公務員としての倫理っていいですか、職務の問題として捉えるべき問題だと思いますので、書いてある内容が正しいのか正しくないのかっていうのは、その文章を持って来られて比べてくれって、比べておられるんですよ。ある程度これが正しいから漏洩したもんだという解釈でよろしいんじゃないでしょうか。と私は思います。

○幸本委員 はい、理解しました。

○戸田委員長 いいですか。

○幸本委員 はい。

○戸田委員長 ほかにございませんか。今、議長さんがおっしゃるように、黒塗りで出てますよ。当局は事実を知っとるわけですね。そこの答弁とのやりとりの中で、「じゃあ、どこから出たんですか」っていうことを、そこに疑義が出てくる。だから公文書が出とうじゃないかっていう疑義が生じとるわけですね。そのところをきちっと精査していきたいと。

○議長（渡辺穰爾） 僕も、議事録ととるけん、あんまり変なこと言っちゃいけないけど。はっきり言うと、公務員がですね、許可もとらずに文書をコピーして他者に渡すっていう行為が、幸本さんならよくおわかりだと、そう思いますけど。これは本当に法的に大丈夫なのかと。これは先ほど申し上げましたが、井藤議員なんかもそのプロ中のプロなわけですから。聞かれれば、いいことかどうかという判断はありますし。今、委員長も言われましたように、うちの議会での副市長の答弁も、まず西部広域のことであるっていうこと。自分は副管理者ではあるけれども、広域の間

題である。そうすると、文書の漏洩自体がやっぱり刑事告訴の対応となるであろうと。ですから今後考えると。それと議会に相談をしていくと。いう答弁をされましたので、そういった意味でも、議会としてもある程度この件は、今後のことがありますので。こればかりでない可能性がありますので、必要性があるのではないかということだと思いますけど。

○幸本委員 はい。

○戸田委員長 はい、幸本委員。

○幸本委員 理解できました。

○戸田委員長 それで私から提案ですけれども、本組合にごみ処理施設等調査特別委員会が設置されておりますので、そちらのほうで詳細的にこの事務調査をさしていただければなというふうに思いますが。皆さん、いかがなものでしょうか。

○幸本委員 それで結構でございます。

○戸田委員長 足田さん、どうでしょうか。

○足田委員 それしかないです。

○戸田委員長 今城さん、どうですか。

○今城委員 はい、委員長。私は、全体的なことを考えますと、本当は議会運営委員会での調査事務ではないかなとは、本当は思っておりますが、この案件、このいただきました文書自体がどうなのかというこの案件ということ調査をしていただくということでしたら、担当の委員会なのかなあというふうには認識をします。

○議長（渡辺穰爾） これはあの、私の言葉じゃないですよ。

○戸田委員長 議長さん。

○議長（渡辺穰爾） 多分、議運程度の内容じゃない。やろうと思ったら百条ぐらい使わんと、本当は無理なんじゃないかなあと思うんですよ。というのは黒塗りです。でないと議会としても正式にもらえない。はっきり言うんですよ。ただ、案件的にこれを一廃の、廃棄物の問題であるというふうに捉えれば、もうそれでいいですけど。それでも明らかにできない場合、刑事告訴もあれば、議会としてのやり方っていうのは踏んでいく前段としての話かなと思うんですけど。そうしないと前段でね、ちゃんとした資料が提出されないですよ。

○戸田委員長 ごみ処理施設の調査特別委員会があるものですから、そこで十分に揉んでいただいて、その推移状況を見守りながら、今、議長さんがおっしゃられるように、この状況を見て、じゃあ百条委員会でやらにゃあいけんというふうになればそうなんでしょうし。とりあえず、そこで集中審議をしていただいて、その推移を議運では見守りたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ今の、皆さんに御了解いただきましたので、この公文書の取扱いというようにくくっておりますけども、まあ、流出疑惑というような内容について、ごみ処理施設等調査特別委員会で御審議いただくということでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。協議案件はそれでいいですけれども、(3)の「その他」。その他のほうで何かございましたら、受け賜りたいと思いますが。ございませんか。事務局のほうございませんか。

○三上事務局次長 はい、ありません。

○戸田委員長 議長さんはいいですか。

○議長（渡辺穰爾） はい。

○戸田委員長 じゃあ、以上で議会運営委員会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

〔「どうもありがとうございました」と声あり〕

4 閉 会

午後 1 時 52 分閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸田隆次